

教育子ども委員会

説明資料

令和3年3月12日

子ども青少年局

目 次

頁

1	高校生世代への学習・相談支援事業の概要	1
2	ナゴヤわくわくプレゼント事業の概要	2
3	面会交流に係る支援事業の概要	3
4	ひとり親家庭応援専門員が対応した面会交流に関する相談の主な内容	4
5	面会交流について条例に規定することへの考え方	4
6	標準的な妊婦健康診査のスケジュール	5
7	保育所等における障害児保育の実施状況	6
8	公立保育所の社会福祉法人への移管後の保護者アンケートの状況	7
9	2歳以下児の障害児支援利用料無償化に係る予算要求内容	8
10	北部地域療育センターにおける正規職員の配置状況	9

1 高校生世代への学習・相談支援事業の概要

(1) 内容

区分	子ども青少年局	(参考) 健 康 福祉 局
対象	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の、中学生の学習支援事業を利用し高等学校等へ進学した児童等	
実施か所数	16区118か所	16区32か所
実施場所	中学生の学習支援事業と同一の会場	
実施体制	学習サポートーを各会場に1人ずつ配置	
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ 学習会場における週1回程度の自主学習の場の提供や児童交流の取り組みを実施・ 学習サポートーが様々な悩みについて相談対応を行うなど、児童の居場所となる取り組みを実施・ キャリア支援等の資格を持つ巡回支援員が各会場を巡回し、職業や進路に関する情報の提供・相談に対応 <p>【令和3年度拡充予定】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 希望者にタブレット端末を貸与し、会場で民間のオンライン学習支援サービスを活用することで、個々の学力や目的に応じた学習面の支援を実施	

(2) 登録児童数

(単位：人)

区分	ひとり親家庭	生活保護世帯	生活困窮世帯	計
1年生	174	49	20	243
2年生	115	31	8	154
3年生	82	14	3	99
計	371	94	31	496

注：令和2年12月末現在

2. ナゴヤわくわくプレゼント事業の概要

区分	内容								
趣旨	本市で子育てをする家庭に対し、子育てに必要なプレゼントを届けることで、子育て家庭が子どもの誕生を喜び、笑顔や希望を持って子育てをスタートできるよう、本市からの応援を伝えるもの								
対象	令和3年4月1日以降に出生した子どものいる家庭								
実施方法	本市が定める仕様をもとに行う公募型の企画競争により、事業者を選定し実施								
スケジュール (想定)	<table> <tr> <td>4月中下旬～5月中下旬</td> <td>事業者公募</td> </tr> <tr> <td>5月下旬</td> <td>事業者選定</td> </tr> <tr> <td>6月上旬</td> <td>事業者決定</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>事業開始</td> </tr> </table>	4月中下旬～5月中下旬	事業者公募	5月下旬	事業者選定	6月上旬	事業者決定	8月	事業開始
4月中下旬～5月中下旬	事業者公募								
5月下旬	事業者選定								
6月上旬	事業者決定								
8月	事業開始								

3 面会交流に係る支援事業の概要

(1) 相談事業

区分	内容
概要	<ul style="list-style-type: none">・養育費や面会交流に関して、相談員による電話相談を行うとともに、必要に応じて司法書士等による面接相談、書類作成支援、同行支援を実施・法律に関する問題については弁護士による相談を実施
実施場所	愛知母子・父子福祉センター

(2) 啓発等

ア 子どもと親のためのセミナー

区分	内容
概要	離婚を考える父母等を対象に養育費・面会交流等について情報提供するとともに、今後について考えていただく機会を提供
実施場所	母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none">・養育費・面会交流・親の離婚と子どもの気持ち・離婚に踏み出す前に考えておきたいこと

イ ひとり親家庭等サポートブック

区分	内容
概要	ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に、支援制度や相談窓口など必要な情報をわかりやすく提供するための冊子を作成
面会交流に係る掲載内容	「大切なお子さんのために離婚前に知っておきたいこと」として、面会交流の意義、子どもの視点に立って取り決めておくことの大切さ、相談窓口について掲載

4 ひとり親家庭応援専門員が対応した面会交流に関する相談の主な内容

- ・公正証書に面会交流の内容を盛り込んだ方がよいか。
- ・面会交流させたくない。
- ・養育費が支払われないため、面会交流に抵抗がある。
- ・子どもが面会交流に行きたがらない。
- ・子どもと面会交流してほしいが、相手が応じてくれない。

5 面会交流について条例に規定することへの考え方

- ・面会交流は、子どもの健やかな成長のためにとても大切なことであり、子どもの最善の利益を尊重しつつ、父母の間で十分に協議していただくことが重要であると認識している。
- ・令和3年2月に家族法制の見直しについて諮詢された法制審議会の議論等を踏まえる必要があるが、子どもの権利保障という観点から、面会交流について条例に規定することは、今後、検討し得るものと考える。

6 標準的な妊婦健康診査のスケジュール

区分	妊娠初期～23週	妊娠24週～35週	妊娠36週～出産
健診回数	1回目～4回目	5回目～10回目	11回目～14回目
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回

注：1回目の健診を妊娠8週で受診する場合

7 保育所等における障害児保育の実施状況

(単位：人)

区分	軽度	中度	計
公立	499	252	751
民間	839	337	1,176
計	1,338	589	1,927

注1：令和3年3月1日現在

注2：保育所等を利用する2号・3号認定子ども

8 公立保育所の社会福祉法人への移管後の保護者アンケートの状況

(単位: か所)

区分	か所数
満足度 100%	1
満足度 95%以上 100%未満	4
満足度 90%以上 95%未満	6
満足度 85%以上 90%未満	9
満足度 80%以上 85%未満	2
満足度 80%未満	0
計	22

注1: 平成19年度から令和2年度までに移管した保育所において、移管半年後に、在園している児童の保護者を対象にアンケートを実施

注2: 満足度は、「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答した保護者の割合

9 2歳以下児の障害児支援利用料無償化に係る予算要求 内容

区分	内容
趣旨	児童発達支援等のサービスを利用する市民税課税世帯に属する2歳以下の児童の利用料を無償化するもの
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・医療型障害児入所施設
児童数	133人
要求額	13,498千円
利用料無償化	6,636千円
システム改修	6,862千円

注：利用料無償化の要求額は、6か月分の額

10 北部地域療育センターにおける正規職員の配置状況

(単位：人)

区分	人数
所長	1
副所長	1
係長	2
主事	10
保育士	12
保健師	2
看護師	1
理学療法士	2
作業療法士	1
業務士	2
計	34

注：令和2年4月1日現在

